

## 暴力団排除条項の導入に伴う預金規定の改定等のお知らせ

弊行は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、平成22年5月1日より、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等の各規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定によりお取扱いさせていただきます。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当行の判断により取引の停止または契約を解除させていただくことを定めた条項です。

今後も、弊行では反社会的勢力との一切の関係遮断につとめてまいります。

別紙：普通預金規定新旧対照表

別紙：改定する規定の一覧表

以 上

平成22年4月  
株式会社泉州銀行

普通預金規定新旧対照表

導入前（旧）	導入後（新）
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>1 .(反社会的勢力との取引拒絶)  <u>この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p>
<p>11 .(解約等)            (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章（または署名・暗証）を持参のうえ、当店に申出てください。            (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当店はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。            この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合            この預金の預金者が前条第1項に違反した場合            この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>12 .(解約等)            (1) (同左)            (2) (同左)</p>
<p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。            (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章（または署名・暗証）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(3) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u>  <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u>  <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u>  <u>A. 暴力団</u>  <u>B. 暴力団員</u>  <u>C. 暴力団準構成員</u>  <u>D. 暴力団関係企業</u>  <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u>  <u>F. その他前各号に準ずる者</u>  <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u>  <u>A. 暴力的な要求行為</u>  <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u>  <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u>  <u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u>  <u>E. その他前各号に準ずる行為</u>            (4) (同左)            (5) <u>前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章（または署名・暗証）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>

改定する規定の一覧表

規定の種類		
総合口座取引	総合口座取引規定	
普通預金	普通預金規定	
貯蓄預金	貯蓄預金規定	
定期預金	定期預金規定	共通規定
積立定期預金 規定集		期日指定定期預金規定
		自動継続期日指定定期預金規定
		自由金利型定期預金(M型)(単利型)[スーパー定期単利型]規定
		自由金利型定期預金(M型)(複利型)[スーパー定期複利型]規定
		自動継続自由金利型定期預金(M型)(単利型)[自動継続スーパー定期単利型]規定
		自動継続自由金利型定期預金(M型)(複利型)[自動継続スーパー定期複利型]規定
		自由金利型定期預金規定
		自動継続自由金利型定期預金規定
		変動金利定期預金(単利型)規定
		変動金利定期預金(複利型)規定
		自動継続変動金利定期預金(単利型)規定
		自動継続変動金利定期預金(複利型)規定
		新変動金利定期預金(複利型)規定
		自動継続新変動金利定期預金(複利型)規定
		積立定期預金規定
	自動とりまとめランクアップ定期預金 規定	自動とりまとめランクアップ定期預金規定 自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]規定
納税準備預金規定		
通知預金預金		
財形預金規定集	共通規定	
	財形預金規定	
	財形年金預金規定	
	財形住宅預金規定	
当座勘定規定(一般当座用)		
当座勘定規定(パーソナルチェック用)		
当座勘定規定(専用約束手形口用)		
外貨普通預金規定		
外貨定期預金規定		
貸金庫規定		
自動貸金庫規定		
夜間金庫規定		